

磐田市放課後児童クラブ運営業務 仕様書

磐田市が事業者へ委託する放課後児童クラブ運営業務（以下「事業」という）に関し、次のとおり定める。

1 委託業務名

磐田市放課後児童クラブ運営業務

2 業務の内容

磐田市放課後児童クラブ及び長期休業期間の臨時増設児童クラブの運営
但し、令和6年度（準備期間）臨時増設児童クラブの一部の運営を含む
※令和6年度の夏季増設児童クラブの運営については、必ず1クラブ以上の運営を行うものとする

3 履行期間

（準備）契約日から令和7年3月31日まで
（運営）令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
※単年で契約を締結し、年度毎に更新するものとする
※令和6年度臨時増設児童クラブの一部の運営を含む

4 事業の実施場所及び定員

（常設）別紙「磐田市放課後児童クラブ一覧」のとおり
（臨時）長期休業期間の利用希望多数の小学校において、増設される児童クラブ。場所、定員は利用希望の状況に合わせて、その都度決定する。
※令和6年度夏季増設クラブ開設予定は、別紙「磐田市放課後児童クラブ一覧」に記載

5 対象児童

磐田市放課後児童クラブの利用希望を申請し、各放課後児童クラブの利用を決定された児童。

6 法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本仕様書のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守しなければならない。

7 開所時間

開所時間は次に掲げるとおりとする。ただし、小学校の下校時刻変更等、必要に応じて、開所時刻の変更を適切に行うこと。

- ①平日 午後1時から午後6時30分まで
- ②運動会の振替等での1日開所日 午前7時30分から午後6時30分まで
- ③土曜日（土曜日開設クラブに限る） 午前7時30分から午後6時30分まで
- ④祝日（祝日開設クラブに限る） 午前7時30分から午後6時30分
※③及び④は拠点方式で各ブロック1カ所の開設するものとし、開設場所は別途協議により決定するものとする
- ⑤長期休業期間 午前7時30分から午後6時30分まで
※①から⑤について複数のクラブが設置されている学校については、午後6時以降の保育を可能とするクラブを指定する等、合理的な運営を実施して差し支えない

8 閉所日

閉所日は次に掲げるとおりとする。

- ①日曜日
- ②土曜日（土曜日開設クラブを除く）
- ③国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（祝日開設クラブを除く）
- ④8月13日から8月15日までの日
- ⑤12月29日から翌年の1月3日までの日
- ⑥風水害等の自然災害、感染症等により、児童の安全な保育の実施が困難と判断された日

9 業務の運営体制

運営体制は原則として以下のとおりとする。なお、配置人数は、別紙「磐田市放課後児童クラブ職員配置表」のとおり。

- ①静岡県西部に本社又は営業所を設置すること。
- ②業務責任者
本業務全体を統括し、意思決定ができる責任者を配置すること。なお、業務責任者は、静岡県西部に常勤している者とする。
- ③連絡調整員
受託者、磐田市放課後活動課、放課後児童クラブ、小学校等の関係機関との連絡調整、情報共有等を行う者を配置すること。

④放課後児童クラブ職員

磐田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たす配置を行うこと。

⑤障がい児等を支援するための職員

障がい児支援に関する資格の所持や大学等で障がい児支援に関する専門的知識を取得した者、又は受託者等が実施する障がいに関する研修などを通じて、障がいに関する専門知識を有していると認められる者をクラブ毎に1名配置すること。

⑥看護師等

医療的ケア等が必要な児童に、対応ができる看護師等を必要に応じて配置すること。

※入所予定児童の中に医療的ケア等が必要と判断される場合、看護師等配置に関する人件費等に関しては、別途協議するものとする。

10 支援員等の資質の向上

(1) 本業務を行うにあたり必要な知識等を身に着けるための研修等を実施すること。

(2) 補助員に対し、都道府県知事等が行う放課後児童支援員認定資格研修の受講を促すこと。また、受講料等の費用は、受託者が負担すること。

11 受託者が行う業務内容

業務の範囲は次のとおりとする。なお、業務執行は受託者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、市の承諾を得て専門の事業者へ委託できるものとする。

(1) 安全確保

①日常の安全性

本業務を実施する施設等の内外の点検、危険物の除去等、状況に配慮し、事故の防止に努めること。また、運動場、その他の施設での運動や遊びにおいても、見守りを行い、安全確保に努めること。

②児童の健康状態の把握

児童の健康状態については、学校、保護者と連携を取り、日常的に把握すること。異常が認められる場合は、保護者への連絡等、状況に応じた適切な対応を図ること。

③児童の移動に対する配慮

学校から児童クラブまでの児童の移動について、安全が確保されるよう配慮すること。

④事故発生時の対応

児童が怪我をした場合の応急処置や医療機関への連絡体制等を整えること。また、事故等が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに市に報告すること。

⑤防災・防犯に対する備え

火災・地震・不審者の侵入など、緊急時の対応について、各児童クラブの状況に合わせたマニュアル等を整備し、避難訓練を定期的実施すること。また、学校等との連携に努めるとともに、防災・防犯に必要な物品を常備するなど、児童、支援員等の安全確保に努めること。

⑥自然災害への対応

自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時等においては、市及び学校と情報共有を行い、児童及び支援員等の安全を第一に考えて対応すること。

(2) 事業の運営及び施設管理に関する業務

①児童との関わり

児童の生活や遊び等の指導を通じて、情緒の安定を図り、自主性・社会性を培うとともに季節に応じた行事や文化的なイベント等を適宜実施し、感受性を育むこと。また、スポーツ活動を取り入れ、児童の体力向上にも努めること。

②おやつを提供

おやつは適切に提供すること。おやつを提供する場合、食物アレルギーのある児童に対しては、保護者と事前に相談し、十分な対策を講じること。

③長期休業期間の昼食提供

長期休業期間については、希望者に対して昼食を提供すること。昼食を提供する場合、食物アレルギーのある児童に対しては、保護者と事前に相談し、十分な対策を講じること。なお、昼食の金額は1食500円（税込み）とし、受託者が保護者から直接徴収すること。

なお、令和6年度の夏季増設児童クラブの運営においても、昼食提供を行うこと。

④出席簿や日誌の作成

児童の出欠状況を把握し、日誌等により日々の業務内容を記載し、支援員間の引継ぎを円滑に行うこと。なお、出席簿及び日誌は磐田市の様式を用いること。

⑤適正な人員配置

仕様書「9 業務の運営体制」に記載のとおり人員配置を行い、勤務表を作成すること。翌月の勤務表は、月末までに市に提出すること。

⑥施設、設備、備品の管理と環境整備

日常的に施設、設備の点検を実施し、安全対策や、危険箇所の把握、防犯対策等を徹底すること。また、日ごろから施設内の清掃を行い、適正な環境整備を心がけること。

なお、軽微な修繕等は、原則、受託者にて行うものとするが、時期、方法、費用負担等について、市と協議のうえで適正に行うこと。

(3) 利用者対応に関する業務

①利用者への説明

事業の運営を円滑に行うため、利用予定児童の保護者を対象に利用者説明を行うこと。

②保護者との連携及び協力

運営においては保護者との連携・協力を密に行うこと。

③特別な支援が必要な児童への対応

特別な支援が必要な児童の受け入れにあたっては、その状況を十分に把握し、適切な配慮に努めること。

④児童虐待への対応

児童の状態や家庭の状況により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに市に報告し、各関係機関と適切な対応に努めること。

⑤支援員等による情報の共有

事業の円滑な運営を期するべく、事業者と支援員等の情報共有を行い、課題の共有や質の向上に努めること。

⑥意見、苦情等の対応

受託者は、事業の運営方法等について保護者から苦情等を受けた場合は、迅速かつ適切な対応を行い誠意ある解決を図るとともに、その内容及び結果を市に速やかに報告すること。

(4) 利用申込に関する受付業務等

翌年度の利用申込にかかる一斉募集の受付業務は、市と連携して周知・受付を行うこと。また、随時募集、在籍児童の利用変更等の受付を行うこと。ただし、準備期間中の当該業務は本契約の対象外とする。

(5) その他、事業の運営に必要な事務

西ブロックの一部（磐田中部小第1～4児童クラブ、磐田西小第2、3児童クラブ）について、支援員駐車場を受託者にて確保すること。

1 1 労働安全衛生及び支援員雇用条件

(1) 安全衛生

受託者は、支援員等の安全確保し、適切な職場環境を整備すること。

(2) 支援員等雇用条件

令和6年度以前から勤務している支援員等の継続雇用については、次の内容を下回ることが無いよう雇用条件を整えること。ただし、月給職員は、平日の午後1時から午後6時までの5時間、週5日勤務での雇用を条件としたものである。

①月給職員（支援員）

月給：116,873円

賞与：2.45か月分

時間外手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

通勤手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

社会保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

有給休暇：法令に定められた日数に加えて10日を支給（採用初年度のみ）し、令和7年4月1日から使用可能とする。ただし、法令を超える部分については、委託費の算定において加算を行う。

②月給職員（補助員）

月給：113,932円

賞与：2.45か月分

時間外手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

通勤手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

社会保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

有給休暇：法令に定められた日数に加えて10日を支給（採用初年度のみ）し、令和7年4月1日から使用可能とする。ただし、法令を超える部分については、委託費の算定において加算を行う。

③月給職員（巡回職員 7.5時間勤務）

月給：180,644円

賞与：2.45か月分

時間外手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

通勤手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

社会保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

有給休暇：法令に定められた日数に加えて10日を支給（採用初年度のみ）し、令和7年4月1日から使用可能とする。ただし、法令を超える部分については、委託費の算定において加算を行う。

④時給職員

時給：1,068円

時間外手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

通勤手当：別紙「時間外手当及び通勤手当金額」のとおり

社会保険：労災保険
有給休暇：支給無し

1 2 業務・費用・リスクの分担区分

- (1) 業務分担区分は、「別表1 業務分担表」のとおりとする。
- (2) 業務に係る人件費は、すべて受託者の負担とする。人件費以外の費用分担区分は、「別表2 費用分担表」のとおりとする。
- (3) リスク分担区分は、「別表3 リスク分担表」のとおりとする。
- (4) (1) から (3) のそれぞれについて、分担区分にかかわらず、市と十分に情報共有及び協議を行うこと。

1 3 保険等の加入

保育業務に起因して、児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、受託者は賠償責任保険に加入すること。

1 4 損害賠償

次に掲げる事項に該当し、その結果、市に損害を与えたときは、受託者は市に損害を賠償しなければならない。

- ①故意又は瑕疵により、児童や保護者等にけがを負わせたとき。
- ②故意又は瑕疵により、設備備品等を損壊、紛失又は遺棄したとき。

1 5 実施状況の確認及び業務の改善勧告

- (1) 市による業務の実施状況及び施設の管理状況の確認の結果、仕様書等で市が示した条件等を満たしていない場合には、業務の改善を勧告する。
- (2) 受託者は、前条の勧告を受けた場合、当該勧告に従わない正当な理由がある場合を除いて、速やかにそれに従わなければならない。

1 6 委託料の支払い

- (1) 令和7年度以降の委託料は月払いとし、1回の支払額は、委託料総額（年額）を12で除した金額とする。
- (2) 令和6年度の委託料支払方法については、別に市と受託者の協議によって決定するものとする。
- (3) 受託者は、該当月の履行終了後、請求書を市に提出するものとする。
- (4) 市は、請求書を受理した日から30日以内に支払いを行うものとする。

1 7 委託契約の解除

市は、受託者が行う運營業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、委託契約を解除し、または期間を定めて運營業務又は一部の停止を命じることができる。

- ①受託者が、市が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- ②受託者による運営を継続することが適当でないと市が認めたとき。

1 8 個人情報取り扱い及び守秘義務

- (1) 受託者は、運營業務を通じて取得した個人情報について、その取り扱いに十分留意し、必要な措置を講じること。
- (2) 受託者及びその職員は、運營業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己のために使用したりすることはできない。受託者でなくなった後又は職員でなくなった後も同様とする。

1 9 業務の引継ぎ

受託者は、履行期間終了後又は委託契約の解除等により、次期受託者へ業務を引き継ぐ際は、次期受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

2 0 その他

- (1) 本業務の全ての事柄について、「磐田市放課後児童クラブ運営規定」に従って運営を行うこと。
ただし、本仕様書と重複する項目について、本仕様書と異なる内容の記載がある場合は、本仕様書に記載の内容が優先される。
なお、「磐田市放課後児童クラブ運営規定」は、参加表明書を提出し、参加が認められた者に対して、別に示すものとする。
- (2) 放課後児童クラブの運営に当たっては、条例等に定める基準を満たし常に質を向上させるよう努めること。
- (3) 受託者は、運営上の事務処理、児童数の把握、施設の維持管理等、日常の諸課題等について市と適宜協議を行い、運営にあたること。
- (4) 受託者は、開所日及び開所時間外に放課後児童クラブの施設等を使用するときは、市と協議すること。
- (5) 受託者は、運營業務について、市の指示に速やかに対応すること。
- (6) この仕様書に定めがない事項については、市、受託者の協議により決定するものとする。

磐田市放課後児童クラブ一覧

番号	中学校区	委託ブロック	クラブ名	定員	郵便番号	住所	開設場所
1	よつば	東	磐田北小第1児童クラブ	40	438-0086	磐田市見付2385-10	見付交流センター2階
2			磐田北小第2児童クラブ	35	438-0086	磐田市見付2352	磐田北小北校舎1階
3			磐田北小第3児童クラブ	35			磐田北小北校舎2階
4			磐田北小第4児童クラブ	35			磐田北小南校舎1階
5			磐田北小第5児童クラブ	35			磐田北小南校舎北側2階
6			富士見小第1児童クラブ	35	438-0083	磐田市富士見町4-9-6	富士見小敷地内専用施設
7			富士見小第2児童クラブ	35			
8			富士見小第3児童クラブ	26	438-0083	磐田市富士見町3-7-10	借家
9	みやのもり	東	東部小第1児童クラブ	25	438-0038	磐田市鎌田1876	御厨交流センター1階
10			東部小第2児童クラブ	35	438-0037	磐田市東貝塚206	東部小南校舎1階
11			東部小第4児童クラブ	32			東部小敷地内専用施設1階
12			東部小第5児童クラブ	32			東部小敷地内専用施設2階
13			田原小第1児童クラブ ※1	—	438-0027	磐田市三ヶ野20-3	旧農協田原支店
14			田原小第2児童クラブ	42	438-0027	磐田市三ヶ野1030-1	田原小北校舎1階
15	なかいずみ	西	磐田中部小第1児童クラブ	25	438-0078	磐田市中泉1203-2	磐田中部小分教室
16			磐田中部小第2児童クラブ①	25			
17			磐田中部小第2児童クラブ②	25			
18			磐田中部小第3児童クラブ	25			
19			磐田中部小第4児童クラブ	25			
20	井通・青城	西	磐田西小第1児童クラブ	35	438-0078	磐田市中泉2404-1	中泉交流センター2階
21			磐田西小第2児童クラブ	35	438-0078	磐田市中泉1203-2	磐田中部小分教室
22			磐田西小第3児童クラブ	40	438-0078	磐田市中泉2522番地2	磐田西小南校舎1階
23			豊田南小第1児童クラブ	35	438-0834	磐田市森下300	豊田南小南校舎専用室
24			豊田南小第2児童クラブ	36			豊田南小体育館2階
25			豊田南小第3児童クラブ	55	438-0834	磐田市森下331森下ビル南棟2階	賃貸ビル
26			青城小第1児童クラブ	35	438-0815	磐田市中田55	青城小北校舎1階
27			青城小第2児童クラブ	35			青城小敷地内専用施設
28	青城小第3児童クラブ	40					
29	みなみが野	南	磐田南小第1児童クラブ	35	438-0057	磐田市千手堂1356-1	磐田南小北校舎1階
30			磐田南小第2児童クラブ	52	438-0057	磐田市千手堂1088-1	旧農協天竜支店1階
31			磐田南小第3児童クラブ	38			旧農協天竜支店2階
32	はまぼう	南	長野小第1児童クラブ	30	438-0056	磐田市小島736	長野小南校舎1階
33			長野小第2児童クラブ	30			
34			福田小第1児童クラブ	35			
35	福田小第2児童クラブ	35	福田小南校舎2階				
36	福田小第3児童クラブ	35	福田小北校舎1階				
37	竜洋	南	豊浜小児童クラブ	35	437-1202	磐田市豊浜9	豊浜小南校舎1階
38			竜洋西小第1児童クラブ	40	438-0232	磐田市川袋1900	竜洋西小北校舎1階
39			竜洋西小第2児童クラブ	30			竜洋西小敷地内専用施設
40			竜洋東小児童クラブ	34	438-0218	磐田市中平松23	竜洋東小1階
41	竜洋北小児童クラブ	44	438-0205	磐田市堀之内356	竜洋北小1階		
42	向陽	北	向笠小児童クラブ①	30	438-0013	磐田市向笠竹之内391-6	向笠小体育館2階
43			向笠小児童クラブ②	43			
44			大藤小児童クラブ①	35	438-0002	磐田市大久保282-1	大藤小南校舎1階
45			大藤小児童クラブ②	70			大藤小南校舎3階
46	岩田小児童クラブ	30	438-0004	磐田市句坂中987	岩田小特別棟1階		
47	ながふじ	北	豊田北部小第1児童クラブ	40	438-0804	磐田市加茂243	豊田北部小北校舎1階
48			豊田北部小第2児童クラブ	40			
49			豊田北部小第3児童クラブ	40			
50			豊田東小第1児童クラブ	42	438-0801	磐田市高見丘57	豊田東小敷地内専用施設
51	豊田東小第2児童クラブ	42					
52	とよおか	北	豊岡南小第1児童クラブ	28	438-0115	磐田市上神増1410	豊岡南小北校舎1階
53			豊岡南小第2児童クラブ	28			豊岡南小北校舎1階
54			豊岡北小児童クラブ①	40	438-0112	磐田市下野部158-1	豊岡北小敷地内専用施設
55			豊岡北小児童クラブ②	32			

※1：田原小第1児童クラブは閉所中です。

※2：北ブロックの向笠小学校、大藤小学校、岩田小学校は、令和8年度以降に学府一体校として統合予定です。

夏休み増設クラブ一覧

※令和6年度開設予定箇所
※利用率80%を考慮して、定員以上の利用決定を行う

番号	委託ブロック	クラブ名	定員	郵便番号	住所	開設場所
1	東	磐田北小夏休み増設クラブ	40	438-0086	磐田市見付2352	磐田北小学校内
2		富士見小夏休み増設クラブ	55	438-0083	磐田市富士見町4-9-6	富士見小学校内
3		田原小夏休み増設クラブ	44	438-0027	磐田市三ヶ野20-3	賃貸
4		東部小夏休み増設クラブ①	37	438-0037	磐田市東貝塚206	東部小学校内
5		東部小夏休み増設クラブ②	37			
6	西	磐田中部小夏休み増設クラブ	50	438-0078	磐田市中泉1203-2	磐田中部小学校内
7		青城小夏休み増設クラブ	24	438-0815	磐田市中田55	青城小学校内
8	南	磐田南小夏休み増設クラブ	38	438-0057	磐田市千手堂1356-1	磐田南小学校内
9		竜洋西小夏休み増設クラブ	35	438-0232	磐田市川袋1900	竜洋西小学校内
10	北	大藤小夏休み増設クラブ	35	438-0002	磐田市大久保282-1	大藤小学校内
11		とよおか地区夏休み増設クラブ	35	438-0116	磐田市荻貫地64-1	公共施設
12		ながふじ地区夏休み増設クラブ	50	438-0804	磐田市加茂3	公共施設

磐田市放課後児童クラブ職員配置表

	クラブ名	定員	職員数		
			職員	障がい児 対応職員	計
1	磐田北小第1児童クラブ	40	2	1	3
2	磐田北小第2児童クラブ	35	2	1	3
3	磐田北小第3児童クラブ	35	2	1	3
4	磐田北小第4児童クラブ	35	2	1	3
5	磐田北小第5児童クラブ	35	2	1	3
6	富士見小第1児童クラブ	35	2	1	3
7	富士見小第2児童クラブ	35	2	1	3
8	富士見小第3児童クラブ	26	2	1	3
9	磐田中部小第1児童クラブ	25	2	1	3
10	磐田中部小第2児童クラブ①	25	2	1	3
	磐田中部小第2児童クラブ②	25	2	1	3
11	磐田中部小第3児童クラブ	25	2	1	3
12	磐田中部小第4児童クラブ	25	2	1	3
13	磐田西小第1児童クラブ	35	2	1	3
14	磐田西小第2児童クラブ	35	2	1	3
15	磐田西小第3児童クラブ	40	2	1	3
16	東部小第1児童クラブ	25	2	1	3
17	東部小第2児童クラブ	35	2	1	3
18	東部小第4児童クラブ	32	2	1	3
19	東部小第5児童クラブ	32	2	1	3
20	田原小第1児童クラブ	—	—	—	—
21	田原小第2児童クラブ	42	2	1	3
22	磐田南小第1児童クラブ	35	2	1	3
23	磐田南小第2児童クラブ	52	3	1	4
24	磐田南小第3児童クラブ	38	2	1	3
25	長野小第1児童クラブ	30	2	1	3
26	長野小第2児童クラブ	30	2	1	3
27	向笠小児童クラブ①	30	1	1	2
	向笠小児童クラブ②	43	1	0	1
28	大藤小児童クラブ①	35	2	1	3
	大藤小児童クラブ②	70	2	1	3
29	岩田小児童クラブ	30	2	1	3
30	福田小第1児童クラブ	35	2	1	3
31	福田小第2児童クラブ	35	2	1	3
32	福田小第3児童クラブ	35	2	1	3
33	豊浜小児童クラブ	35	2	1	3
34	竜洋西小第1児童クラブ	30	2	1	3
35	竜洋西小第2児童クラブ	40	2	1	3
36	竜洋東小児童クラブ	34	2	1	3
37	竜洋北小児童クラブ	44	2	1	3
38	豊田北部小第1児童クラブ	40	2	1	3
39	豊田北部小第2児童クラブ	40	2	1	3
40	豊田北部小第3児童クラブ	40	2	1	3
41	豊田東小第1児童クラブ	42	2	1	3
42	豊田東小第2児童クラブ	42	2	1	3
43	豊田南小第1児童クラブ	35	2	1	3
44	豊田南小第2児童クラブ	36	2	1	3
45	豊田南小第3児童クラブ	55	2	1	3
46	青城小第1児童クラブ	35	2	1	3
47	青城小第2児童クラブ	35	2	1	3
48	青城小第3児童クラブ	40	2	1	3
49	豊岡南小第1児童クラブ	28	2	1	3
50	豊岡南小第2児童クラブ	28	2	1	3
51	豊岡北小児童クラブ①	40	2	1	3
	豊岡北小児童クラブ②	32	2	0	2

別表1 業務分担区分

項目	業務内容	負担者	
		市	受託者
事業全般	事業運営の統括		○
	各関係機関との調整	○	○
	保護者対応		○
	入退室管理システムの運用	○	○
報告書類等の作成	出席簿や日誌の作成		○
支援員等の採用及び 労務管理	支援員等の募集採用及び配置		○
	支援員等の出退勤管理		○
	支援員等の給与等の支払い		○
	支援員が利用する駐車場利用料		○
	支援員等の職場環境の整備（健康管理等）		○
安全管理及び 施設管理	施設内の清掃		○
	施設・設備の日常的な確認		○
	物品の管理（消耗品・備品）		○
その他	保護者宛て各種文書の作成・配布	○	○
	昼食の手配・提供		○
	事故発生時の対応		○
	事故発生によるケガへの対応		○
	要望・苦情の処理及び記録の作成・報告		○
	特別な支援が必要な児童への対応		○
	児童虐待への対応	○	○

別表 2 費用分担区分

項目	内容	負担者	
		市	受託者
報償費	各種行事に係る講師料		○
需用費	消耗品費（運営に係る用品等）		○
	光熱水費	○	
	修繕料	○	○
	食糧費（おやつ代） ※一人分：半月分¥750 ひと月分¥1,500		○
役務費	通信運搬費 スマートフォン使用料 インターネット接続料	○	
	損害賠償保険		○
	使用料及び 賃借料	使用料 入退室管理システム使用料	○
賃借料 タブレットPCリース料		○	
その他		支援員に係る経費（支援員募集、被服費等）	

別表3 リスク分担区分

項目	内容	負担者	
		市	受託者
維持管理	1件あたり見積金額50万円を超える施設、設備、備品等の修繕	○	
	1件あたり見積金額50万円以下の施設、設備、備品等の修繕		○
	物品の更新又は新規購入は基本的に受託者にて行うものとする。 必要に応じて、市と受託者との協議の上で負担者を決定する。	○	○
	施設の日常的な点検		○
	物品管理、清掃等		○
賠償	受託者が注意業務を怠ったことにより損害が発生した場合		○
	上記以外の理由により損害が発生した場合	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更に関する対応	○	
要望への対応	施設及び運営内容に対する要望への対応	○	○

時間外手当及び通勤手当金額

1. 時間外手当

- ①平日時間外勤務 勤務時間 7 時間 4 5 分まで : 100%
勤務時間 7 時間 4 5 分以降 : 125%
- ②週休日・休日等 135%

2. 通勤手当

①月給者

通勤距離 (片道)	金額 (月額)
2km未満	0円
2km以上4km未満	5,800円
4km以上6km未満	7,200円
6km以上8km未満	8,600円
8km以上10km未満	10,000円
10km以上12km未満	11,400円
12km以上15km未満	12,800円
15km以上20km未満	14,200円
20km以上25km未満	15,600円
25km以上30km未満	17,000円
30km以上35km未満	19,800円
35km以上40km未満	22,600円
40km以上	25,400円

②時給者

通勤距離 (片道)	金額 (日額)
2km未満	0円
2km以上4km未満	270円
4km以上6km未満	340円
6km以上8km未満	400円
8km以上10km未満	470円
10km以上12km未満	540円
12km以上15km未満	600円
15km以上20km未満	670円
20km以上25km未満	740円
25km以上30km未満	800円
30km以上35km未満	940円
35km以上40km未満	1,070円
40km以上	1,200円